

議案第 28 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び  
勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉  
手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 1 7 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴い、関係規  
定を改める必要があるので、この規則案を提出する。



## 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則について（高齢者部分休業導入に伴うもの）

### 1 改正理由

高齢者部分休業制度の導入に伴い、高齢者部分休業を行った場合の勤務条件等を定めるため、次のとおり関係規則を改めるもの。

### 2 改正する規則（3規則）

- （1）北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第10号）
- （2）北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第12号）
- （3）北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）

### 3 主な改正内容

- （1）高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合について、その勤務しなかった期間の2分の1を期末手当の算定における在職期間から、その勤務しなかった全期間を勤勉手当の算定における勤務期間からそれぞれ除算
- （2）高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合について、その勤務しなかった期間の2分の1を退職手当の調整額の算定における基礎在職期間から除く
- （3）高齢者部分休業取得者の年次休暇、特別休暇等について、休業時間に応じて付与

### 4 施行期日

令和5年4月1日（高齢者部分休業条例の施行日と同日）

【別紙】 一部改正する規則一覧

改正する規則	●改正概要
(1)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則	●高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合について、その勤務しなかった期間の2分の1を期末手当の算定における在職期間から、その勤務しなかった全期間を勤勉手当の算定における勤務期間からそれぞれ除算するもの。
(2)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則	●高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合について、その勤務しなかった期間の2分の1を退職手当の調整額の算定における基礎在職期間から除くもの。
(3)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則	●高齢者部分休業取得者の年次休暇、特別休暇等について、休業時間に応じて付与するもの。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

北九州市教育委員会  
教育長 田島裕美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた教職員として在職した期間については、北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年北九州市条例第21号)第3条の規定により給与を減額された期間の2分の1の期間

第20条第2項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例第3条の規定により給与を減額された期間

第20条第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「第2項」を「前項」に改め、同項を第3項とする。

第21条第2項ただし書中「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

3 退職した者の基礎在職期間に地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間のある月(以下「部分休業月」という。)が含まれる場合における教職員退職手当条例第4条

第1項に規定する退職手当の調整額の計算については、次の各号に掲げる部分休業月の区分に応じ、当該各号に定める部分休業月をその者の基礎在職期間から除くものとする。

(1) 退職した者が属していた教職員の区分が同一の部分休業月がある部分休業月 教職員の区分が同一の部分休業月ごとにそれぞれその最初の部分休業月から順次に数えてその者が当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間数を月数に換算した場合の当該月数（当該勤務しなかった時間数を日数に換算した場合の当該日数（当該勤務しなかった時間数を北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号）第5条第1項に規定する勤務時間の割振りによる1日の勤務時間で除して得た日数をいう。）を30で除して得た月数をいう。）の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある部分休業月

(2) 退職した者が属していた教職員の区分が同一の部分休業月がない部分休業月 当該部分休業月

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「勤務時間」の次に「（地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）を受けた教職員（以下「高齢者部分休業教職員」という。）にあっては、勤務時間から高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。以下「勤務時間等」という。）」を加える。

第13条第2項本文中「前項」を「前項本文」に、「短時間勤務教職員」を「高齢者部分休業教職員及び短時間勤務教職員」に改め、同項各号中「（短時間勤務教職員）」を「（高齢者部分休業教職員及び短時間勤務教職員）」に、「の勤務時間」を「の勤務時間等」に改め、同条第6項中「勤務時間」を「勤務時間等」に改め、同条第10項中「短時間勤務教職員」を「高齢者部分休業教職員及び短時間勤務教職員」に改める。

第14条本文及び各号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

第17条第2項中「60日（」及び「5日の」の次に「高齢者部分休業教職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたそ

の者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める率」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 高齢者部分休業教職員（育児短時間勤務教職員等である者を除く。）  
、定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員 条例第2条各項（第3項を除く。）の規定により定められたその者の勤務時間等を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た率

(2) 高齢者部分休業教職員（育児短時間勤務教職員等である者に限る。）  
 条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間等を同項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た率

第19条第1項中「30日（」及び「5日の」の次に「高齢者部分休業教職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第17条第2項各号に定める率」に改める。

別表第1の備考各号列記以外の部分中「短時間勤務教職員」を「高齢者部分休業教職員及び短時間勤務教職員」に改め、同表の備考第2号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

別表第4の4の項中「5日（」及び「5日の」の次に「高齢者部分休業教職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第17条第2項各号に定める率」に改め、同表の8の項中「3日（」の次に「高齢者部分休業教職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第17条第2項各号に定める率」に改め、同表の9の項中「5日（」の次に「高齢者部分休業教職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第17条第2項各号に定める率」に改め、同表の18の項中「6日（」の次に「高齢者部分休業教職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第17条第2項各号に定める率」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

参考 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた教職員として在職した期間</u>については、<u>北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年北九州市条例第21号）第3条の規定により給与を減額された期間の2分の1の期間</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。</p> <p>(1) ～ (5)</p> <p>(6) <u>北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例第3条の規定により給与を減額された期間</u></p> <p>(7) ～ (10) 略</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。</p> <p>(1) ～ (5)</p> <p>(6) ～ (9) 略</p> <p>3 <u>育児短時間勤務教職員等として在職した期間における前項第5号及び第6号の期間を計算するに当たっては、時間を単位として計算するものとし、計算して得た時間について、時間を日に換算するときは教職員勤務時間等条例第5条第1項</u></p>

新	旧
<p><u>3</u> 前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間については、除算しない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を 除算する。ただし、<u>同条第3項</u>の規定を適用する期間に相当する期間については 、この限りでない。</p>	<p>に規定する勤務時間の割振りによる1日の正規の勤務時間をもって1日とする。</p> <p><u>4</u> 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる期間については、除算しない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を 除算する。ただし、<u>同条第4項</u>の規定を適用する期間に相当する期間については 、この限りでない。</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(調整月額に順位を付す方法等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>退職した者の基礎在職期間に地方公務員法第26条の3第1項に規定する高年齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間のある月（以下「部分休業月」という。）が含まれる場合における教職員退職手当条例第4条第1項に規定する退職手当の調整額の計算については、次の各号に掲げる部分休業月の区分に応じ、当該各号に定める部分休業月をその者の基礎在職期間から除くものとする。</u></p> <p><u>(1) 退職した者が属していた教職員の区分が同一の部分休業月がある部分休業月 教職員の区分が同一の部分休業月ごとにそれぞれその最初の部分休業月から順次に数えてその者が当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間数を月数に換算した場合の当該月数（当該勤務しなかった時間数を日数に換算した場合の当該日数（当該勤務しなかった時間数を北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号）第5条第1項に規定する勤務時間の割振りによる1日の勤務時間で除して得た日数をいう。）を30で除して得た月数をいう。）の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある部分休業月</u></p> <p><u>(2) 退職した者が属していた教職員の区分が同一の部分休業月がない部分休業月 当該部分休業月</u></p>	<p>(調整月額に順位を付す方法等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(育児時間)</p> <p>第7条 生後2年に達しない子を育てる教職員は、あらかじめ教育委員会に申し出て、1日について2回、1回について45分の育児時間を受けることができる。ただし、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が同一の日において育児時間（これに相当するものを含む。）を受けける場合又は1日の勤務時間（<u>地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）を受けた教職員（以下「高齢者部分休業教職員」という。）</u>）にあつては、勤務時間から高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。以下「勤務時間等」という。）が3時間55分以下の育児短時間勤務教職員等である場合の当該教職員の育児時間は、教育長が別に定める。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、高齢者部分休業教職員及び短時間勤務教職員の</u>年次休暇の日数は、次の各号に掲げる教職員の区別に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第3項の規定による日数に満たないときは、同項の規定による日数とする。</p> <p>(1) <u>育一型短時間勤務教職員（高齢者部分休業教職員及び短時間勤務教職員</u></p>	<p>(育児時間)</p> <p>第7条 生後2年に達しない子を育てる教職員は、あらかじめ教育委員会に申し出て、1日について2回、1回について45分の育児時間を受けることができる。ただし、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が同一の日において育児時間（これに相当するものを含む。）を受けける場合又は1日の勤務時間が3時間55分以下の育児短時間勤務教職員等である場合の当該教職員の育児時間は、教育長が別に定める。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、短時間勤務教職員の</u>年次休暇の日数は、次の各号に掲げる教職員の区別に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第3項の規定による日数に満たないときは、同項の規定による日数とする。</p> <p>(1) <u>育一型短時間勤務教職員（短時間勤務教職員</u>のうち、1週間ごとの勤務</p>

新	旧
<p>のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間等の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務教職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間当たりの勤務時間等が第2条第1項に定める勤務時間の4分の3以上となるもの)にあつては、20日)</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務教職員(高齢者部分休業教職員及び短時間勤務教職員のうち、斉一型短時間勤務教職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に不斉一型短時間勤務教職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た日数(7時間45分を1日として日に換算して得た日数(4週間ごとの期間につき1週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間等が第2条第1項に定める勤務時間の4分の3以上となるもの)にあつては、20日)</p> <p>3～5 略</p> <p>6 半日相当又は1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、勤務日ごとの勤務時間等の時間数をもつて1日とする。</p> <p>7～9 略</p> <p>10 年次休暇のうち、その休暇年度内に使用しなかつた日数があるときは、20日(高齢者部分休業教職員及び短時間勤務教職員については、第2項の規定により与えられた年次休暇の日数)を超えない範囲内の日数(当該休暇年度の翌年度の初日に勤務形態が変更される場合に於ては、当該残日数に次条各号に掲げる場合)に次条各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を翌休暇年度に限り繰り越すことができる。</p>	<p>日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務教職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間当たりの勤務時間が第2条第1項に定める勤務時間の4分の3以上となるもの)にあつては、20日)</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務教職員(短時間勤務教職員のうち、斉一型短時間勤務教職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に不斉一型短時間勤務教職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数(4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が第2条第1項に定める勤務時間の4分の3以上となるもの)にあつては、20日)</p> <p>3～5 略</p> <p>6 半日相当又は1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、勤務日ごとの勤務時間の時間数をもつて1日とする。</p> <p>7～9 略</p> <p>10 年次休暇のうち、その休暇年度内に使用しなかつた日数があるときは、20日(短時間勤務教職員については、第2項の規定により与えられた年次休暇の日数)を超えない範囲内の日数(当該休暇年度の翌年度の初日に勤務形態が変更される場合に於ては、当該残日数に次条各号に掲げる場合)に次条各号に掲げる率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を翌休暇年度に限り繰り越すことができる。</p>

新	旧
<p>(勤務形態の変更に伴う年次休暇の取扱い)</p> <p>第14条 次に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間等の時間数（以下この条において「勤務形態」という。）が変更されるべき当該変更の日以後における教職員の年次休暇の日数は、当該休暇年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては前条第1項又は第2項に規定する年次休暇の日数に同条第10項の規定により当該休暇年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該休暇年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにおいてはその日数から当該休暇年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該休暇年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにおいてはその勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条第3項の規定による日数に満たないときは、同項の規定による日数とする。</p> <p>(1) 再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務教職員等以外の教職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間等の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続き勤務形態を異に</p>	<p>(勤務形態の変更に伴う年次休暇の取扱い)</p> <p>第14条 次に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間等の時間数（以下この条において「勤務形態」という。）が変更されるべき当該変更の日以後における教職員の年次休暇の日数は、当該休暇年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては前条第1項又は第2項に規定する年次休暇の日数に同条第10項の規定により当該休暇年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該休暇年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにおいてはその日数から当該休暇年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該休暇年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにおいてはその勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条第3項の規定による日数に満たないときは、同項の規定による日数とする。</p> <p>(1) 再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務教職員等以外の教職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間等の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続き勤務形態を異に</p>

新	旧
<p>にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間等の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率</p> <p>(2) 再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務教職員等以外の教職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続きいて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間等の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間等の時間数で除して得た率</p> <p>(3) 斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続きいて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間等の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間等の時間数で除して得た率</p> <p>(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続きいて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間等の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間等の時間数を当</p>	<p>する斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間等の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率</p> <p>(2) 再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務教職員等以外の教職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続きいて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間等の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間等の時間数で除して得た率</p> <p>(3) 斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続きいて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間等の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間等の時間数で除して得た率</p> <p>(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続きいて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間等の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間等の時間数を当該勤</p>

新	旧
<p>該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間等の時間数で除して得た率</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 介護休暇の期間又は日数は、第9条第3項各号に掲げる者が条令第14条第4項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は休暇年度に60日(高年齢者部分休業教職員、再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たりの勤務日数が5日の高年齢者部分休業教職員、再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。))にあつては、60日に、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。</p> <p>(1) 高年齢者部分休業教職員(育児短時間勤務教職員等である者を除く。)、 定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員 条令第2条各項(第3項を除く。)の規定により定められたその者の勤務時間等を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た率</p> <p>(2) 高年齢者部分休業教職員(育児短時間勤務教職員等である者に限る。)</p> <p>条令第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間等を同項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た率</p> <p>3～5 略 (組合休暇)</p>	<p>勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 介護休暇の期間又は日数は、第9条第3項各号に掲げる者が条令第14条第4項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は休暇年度に60日(再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。))にあつては、60日に条令第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。</p> <p>3～5 略 (組合休暇)</p>

新	旧
<p>第19条 組合休暇（条例第14条第5項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。）は、休暇年度に30日（<u>高齢者部分休業教職員、再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員（1週間当たりの勤務日数が5日の高齢者部分休業教職員、再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。）</u>）にあつては、30日に第17条第2項各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内で与えることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>第19条 組合休暇（条例第14条第5項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。）は、休暇年度に30日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員（1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。））にあつては、30日に<u>条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）</u>を超えない範囲内で与えることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

新	旧
<p>別表第1（第13条関係）</p> <p>年次休暇の基準</p> <p>略</p> <p>備考 <u>高齢者部分休業教職員及び短時間勤務教職員</u>にあつては、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務教職員 年次休暇の日数に不斉一型短時間勤務教職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た日数</p>	<p>別表第1（第13条関係）</p> <p>年次休暇の基準</p> <p>略</p> <p>備考 <u>短時間勤務教職員</u>にあつては、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務教職員 年次休暇の日数に不斉一型短時間勤務教職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た日数</p>

新		旧	
別表第4 (第16条関係)		別表第4 (第16条関係)	
特別休暇の基準		特別休暇の基準	
理由	期間又は日数	理由	期間又は日数
略		略	
4 ボラ ンテイ ア活動	休暇年度に5日(高年齢者部分休業教職員、再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たりの勤務日数が5日の高年齢者部分休業教職員、再任用短時間の勤務日数が5日の高年齢者部分休業教職員、再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)にあつては、5日に第17条第2項各号に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を超えない範囲内において必要と認められる日数	4 ボラ ンテイ ア活動	休暇年度に5日(再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)にあつては、5日に <u>条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数</u> を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を超えない範囲内において必要と認められる日数
略		略	
8 配偶者等の出産	教職員の配偶者等が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日(高年齢者部分休業教職員、再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあつては、3日に第17条第2項各号に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数	8 配偶者等の出産	教職員の配偶者等が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日(再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあつては、3日に <u>条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数</u> を
略		略	

新		旧	
	<p>)) を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>		<p>乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数) を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>
9 職員の育児参加	<p>出産の予定日以前8週間目 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間目) に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間において5日 (高年齢者部分休業教職員、再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあつては、5日に第17条第2項各号に定める率を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数) を超えない範囲内において必要と認められる日数</p> <p>略</p>	9 職員の育児参加	<p>出産の予定日以前8週間目 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間目) に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間において5日 (再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあつては、5日に第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数) を超えない範囲内において必要と認められる日数</p> <p>略</p>
略		略	
18 夏季における健康保持	<p>休暇年度の6月1日から9月30日までの間に6日 (高年齢者部分休業教職員、再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあつては、6日に第17条第2項各号に定める率を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数) を超えない範囲内において必要と認められる日数</p> <p>略</p>	18 夏季における健康保持	<p>休暇年度の6月1日から9月30日までの間に6日 (再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあつては、6日に第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数</p> <p>略</p>

新	旧								
<table border="1" data-bbox="316 1169 427 2094"> <tr> <td data-bbox="316 1955 427 2094"></td> <td data-bbox="316 1169 427 1955"></td> </tr> </table>			<table border="1" data-bbox="316 163 427 1086"> <tr> <td data-bbox="316 952 427 1086"></td> <td data-bbox="316 257 427 952">た日数) を超えない範囲内において必要と認められる</td> <td data-bbox="316 163 427 257"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 952 427 1086"></td> <td data-bbox="316 257 427 952">日数</td> <td data-bbox="316 163 427 257"></td> </tr> </table>		た日数) を超えない範囲内において必要と認められる			日数	
	た日数) を超えない範囲内において必要と認められる								
	日数								